

役員選任の方法に関する規則

定款 18 条に定める役員任免は下記規定による。

1. 役員選考委員選挙の為選挙管理委員会の設置

- (1) 役員選考に当る選考委員を選出する為の事務を管理すべく選挙管理委員会を設置する。
- (2) 選挙管理委員会の定員は 5 名とし、6 月第 3 月曜日迄に理事長が理事会の承認を得て、正会員の中から委嘱する。
- (3) 選挙管理委員会は互選により委員長、副委員長各 1 名を決定する。委員長は選挙管理委員会の会務を統括し、選挙管理委員会を代表して理事会に出席し、選挙に関する事務について発言することができる。
- (4) 選挙管理委員会の任期は委嘱を受けてから選挙に関する事務処理を終り、理事長に報告書を提出し理事会に於いて承認を受けた後終わる。

2. 役員選考委員会の選挙人名簿及び被選挙人名簿の作成をしなければならない。

3. 選挙権

全ての正会員は選挙権を有する。

4. 被選挙権

次の条件の全てに該当する正会員は被選挙権を有する。

- (1) 前年度末において本会議所在籍 2 年以上の者
- (2) 前年度 1 年間の例会及び総会の出席率が 70%以上かつ、当該年度上半期の例会及び総会の出席率が 70%以上の者
- (3) 当該年度上半期分の会費を完納している者
- (4) 当該年度までに 2 度以上の理事・役員の経験を有する者

5. 役員選考委員の選出

- (1) 正会員の投票により役員選考委員を選出する。
- (2) 投票は選挙管理委員会の管理のもとに郵送投票をもって行う。郵送投票は選挙管理委員会発行の投票用紙によって行わなければならない。
- (3) 投票は投票人無記名で 6 名以内の連記とする。
- (4) 投票は選挙管理委員会の定める日時迄の郵便消印のあるものを有効とし、開票にあたっては、理事会の指名する立会いを要するものとする。

6. 役員選考委員会の設置

- (1) 役員選考委員会は 11 名に限定し、理事長経験者を（当該年度を含む）自動的に委員にらしめることにより、残り委員を投票により選出する委員会を構成し直前理事長が役員選考委員長を務める。役員選考委員長は理事会に出席し、役員選考について発言することができる。
- (2) 最下位が同得票数の場合は、年齢が上位の者を残す。

- (3) 役員選考委員の任期は、次年度全役員予定者につき総会の決議を得た後終わる。
但し、次年度役員予定者に欠員を生じた場合には、理事長は再度、役員選考委員会を招集して改めて選考に当たらせることができる。
- (4) 役員選考委員の中で、次年度理事長に立候補するものは、役員選考委員会から除くものとする。

7. 理事長の選考

- (1) 選考委員長は次の条件の全てに該当する正会員につき次年度理事長候補有資格者として名簿を作成し会員に公表する。
 - 1 全年度末において本会議所在籍3年以上の者
 - 2 全年度末において過去3年間の例会及び総会の出席率が通算70%以上の者
 - 3 副理事長もしくは専務理事経験者（当該年度を含む）
 - 4 当該年度の上半期分の会費を完納している者
 - 5 下記のいずれかの経験を有する者（当該年度を含む）
公益社団法人日本青年会議所（以下日本JCという）出向経験者
中国地区協議会出向経験者
広島ブロック協議会出向経験者
- (2) 選考委員長は、次年度理事長有資格全員に開票日の前日迄に、次年度理事長に立候補の意思を尋ねる。
- (3) 次年度理事長に立候補する者は、立候補者としての抱負を400字詰原稿用紙5枚程度にまとめ選考委員長へ提出しなければならない。
- (4) 選考委員会は、次年度の理事長候補有資格者の内より1名を選考し、本人の受諾意思を確認した上、理事会に選考経過と共に報告し承認を得る。この場合、選考に当り理事長、経験者等の参考意見を聴取することを妨げない。
- (5) 理事会は総会に於いて、次年度理事長候補者承認につき決議を求める。
- (6) 選考委員会は、理事長の選考の前に全体会議、アンケート、又はそれに準ずる方法により会員の呉JCに寄せる希望を聞かねばならない。

8. 他の役員を選考

選任された理事長予定者は、選考委員会と協議の上、他の役員候補者を選出し、理事会及び総会の決議を求める。但しこの場合当該年度の役員の半数以上を選出することは出来ない。（選出する役員候補者には、理事長予定者と直前理事長は含まない。）

9. 欠損した役員を選考

- (1) 任期中に役員欠損を生じた場合は理事会が選出決定し総会の承認を求める。但し、その場合の任期は、前任者の任期満了迄とする。

10. 日本JCの出向者の推薦

日本JCの役員及び委員候補者は、理事会が推薦し、其の旨例会もしくは総会に報告する。

附則

この規則の変更規定は平成29年5月27日から施行する